

③ 通常訴訟↓一般的に裁判  
と言われている手続です。

140万円以下の金銭請求  
等の民事紛争で、相手方が  
支払い義務を認めない或い  
はお互いの言い分が全く食  
い違っている場合に利用し  
ます。裁判継続中に和解も  
可能です。判決で結論が出  
ますが、必要な主張や立証  
ができれば有利な判決  
は出ません。また判決が出  
ても、強制執行をしなければ  
は実際に回収はできません。

④ 調停↓裁判所に間に入っ  
てもらい双方で話し合いを  
して紛争を解決する方法で  
す。民事に関する紛争であ  
れば特に内容に制限はあり  
ません(但し家庭内の紛争  
は家庭裁判所)。通常の裁判  
手続きは公開されますが、  
調停は非公開です。金銭の

貸し借り、代金の支払い、  
交通事故、近隣関係、建物  
明け渡し等によく使われま  
す。手続きは比較的簡易で、  
証拠提出も厳密に要求され  
ません。当事者の互譲精神  
を尊重して和解しますので  
強制執行する手間も省けま  
す。

しかし、相手方が出頭せ  
ずに話し合いが整わなけれ  
ば、未解決のまま手続終了  
になります。

過払い金の返還請求なら

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ 無料相談 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>